

「講義資料5_令和3年度報酬改定で義務化されたもの及びその経過措置について」正誤表

掲載内容の一部につきまして下記の通り修正いたしました。
ご確認いただき、お手元の資料の差し替えをお願い申し上げます。

スライド8

誤（修正前）

経過措置の具体的内容

1. 感染症対策の強化に係る取組みの義務化
2. 業務継続に係る取組みの義務化

→ スライド 6～14 参照（次のスライドから）

3. 障害者虐待防止に係る取組みの義務化

4. 身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化

→ 本日の講義資料「障害者虐待防止に係る取組み・
身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化について」参照

8

正（修正後）

経過措置の具体的内容

1. 感染症対策の強化に係る取組みの義務化
2. 業務継続に係る取組みの義務化

→ スライド 9～17 参照（次のスライドから）

3. 障害者虐待防止に係る取組みの義務化

4. 身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化

→ 本日の講義資料「障害者虐待防止に係る取組み・
身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化について」参照

8